

蝦夷志料

八

和書門			
二九四〇八	前	類	號
二二〇	函	架	冊
二二〇	冊		

庫文閣内		103	
二九四〇八	函架	内閣文庫	
二二〇	冊架	番號	和 29408
(八)		冊數	210 (9)
		函號	178 119

内二〇七二號



A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak



蝦夷志料卷第八

松前部

政理第二之六

丙二〇七一號



遭厄日本紀事卷八

松前小々再ハ入牢寸事

此獄屋高比崖の麓小有柵と云々圍

之其内小土礮あり遮障浅設あり其内小

大形の家あり其作り様ハ初め松前小来りて入牢

き一家ニ同し其内浅四ノ隅々一ニ廣く除き



皆狭く此處小列まは穿の頭役去物なる者來
 一人毎小繩を解き服を脱ぎ全身を攻
 め先布を其肉をむき狭き穿に入きり此處の家
 の一隅少く暗き處なり次はレフニコウ成り
 鄰乃穿小入りり此所を少く廣くして稍明
 るく其次の穿より日存一人一人居たり

予り入る穿を奥より六尺幅六尺高さ一丈ハ
 かりにいて後く地を掘り事能く水夫
 等の穿を都く明くして風も通る外と

みる事もなりぬ

奉行の命をく洞小水夫等は口々に予とレフ

ニコウはインウエラリ 日本より因人と置所を口々に云イ
 ニウエラリの事は下は明後す

アツクは任按を再び捕り後之の丸を奪われり由
 ありしニコウエラリは三の丸の少流りなり 小居り

レウじや云く今ハ言解き水夫等此穿を

報答をくとおひく再いおまハ彼等ハ皆一所

小居り我等ハ一人毎に別居すきハ事成云た

るもやあは我等小おつ返り好む事ハ

アツキ予り穿はレフニコウの穿を接し

舌滑すゝにき便りなり又へレフニコフ新宰ハ
日本人の宰小鄰アそれ其彼男と語りし彼男
己う名残通〜且云けるいふより六日と過被を予
ハ免さる〜宰と出〜と又彼男へレフニコフ小塩
魚と贈り〜へレフニコフ是報ゆ〜小風領エリマキの白き
布と與〜きり我等其魚を食さ〜〜飢寒處付
少〜高〜美味なり氣

黄昏になりけし其以前我等は給仕〜福松と
しる者二人の下男と共小夕飯とをもら来るまを

米飯と塩漬の蘿蔔二片と白湯とあり福松を
高〜怒りし其解小〜我等問事と快く答へり
ま但出奔の事に於〜し聊と語り嘲ける掃子ハ
なり〜中界 食事終り〜掃子の間より古紙
寝衣とあき〜板の外面の戸残をけし其暗と
アだ〜是は宰外の家小言し皆板に〜圍〜障
ふき取あり日と暮六時より小なりけしは番人燈
と照〜宰毎小見廻り我等と呼醒〜答〜
ふ〜むぬけす〜宰毎絶間なく来る事

ふと夏夜に短く終夜少くも賦事能はる
アキハト

城中少く再び汎審事

第五月十四日 我六月六日 日出る時小官吏を人來り予
及い河原の石張呼いしり城を出つて午後
より前より屏の前なる處に暫く待り
時にモール及アレキセイをも將て來り予及一
レフニコウの足の繩とよき只腰の繩のみ小
水夫等は拳の繩のみと解て臂の上を尚待

一、意く一同政廳小を遣り奉り席に待
種々の問答ありと後又問けるは汝等を行行と
自ら善とおもふや 曰く是れ也 日本人
の倫ふ不遇する事吾とおもふや 惡くと思ふやと
予答へく 日本人を謀ると以て我等とどく處
おく好まざる故に初め計とまると掃く一、次は我等
を辨解せしり用ひて此後本國より船の來るは
其澄成得むとの評議もなれ却て我國乃船來る
はこれと代んとすく信く我等の身の上は極り

如何の事すも手搦りし事のな小及つるは皆理の
當然ありと憚る處あり演事とは事行跡なき
るやうにほしく你等汝擒ゆし事ハ己に過たる事
も然いより更小云よ及りし只汝等自ら罪ありとお
もふや否と問ふあり你自ら罪ありと答へ予你等
の事汝曲より

國王は奏する事能りしと云し予おきふよ事
汝の意は強く我等汝罪は服しむと汝等
むむ察せしむる答へし今我等天の照覧小對す

るり又天と我等しき三直の裁判所小出たし小
は予う所行小曲まるしと汝等明らうれらん然も
とも今億萬の 日本人は對しし只我等六
人のみ特う囚獄小落し落命のものなまは我等
汝罪ありし事罪ありし其意小任きしし但
罪き心おきしし予一人を罪としし地の者を皆予
ら命は従いし者たしは彼等も罪ありしし
事行跡なき汝等汝等汝等汝等汝等汝等汝等
と一人小受むしと汝等尤も稱しし事行跡なき

と水夫等ハ汝ノ命ハ従ハ事ハ勿論ニ違フレフニ
コフにぞい々其故ハ彼ハ一箇ノ官人オ
ミハ箱中少ク其箱首ノ命小従ルモ理アリ多期
固クナリテハ必ス一ハ箱首ノ命取ル用也其ハ
レミヤ一ハ又レフニコフに阿希原ハ汝ハ自
ラ罪アリトおもフヤ一レフニコフ答フクニ
其罪アリ其故ハ且我等ハ道ハ従ル理アリ
事成ス者ハ非スト答ハ是ハ 日本ハ是モ
怒ルル汝子ハ汝等ハ答ハハ教小ク其我等

國王ハ奏ス手極ム一ト云ハ是ハ我等ハ利
アリキ汝子ハ汝等ハ政メハ辨解ス一ト云ハ
ト思フク汝等ハ怒ルモ解ス

其後我等小退出ス一ト命一我等外ハ出
ルモモールトアレキセイハ橋渡リたり事ハ前
小在ハ時予是ノ痛甚ク一立事ハ難ク一
云ハ是ハ事ハ速ク命一ハ撥^{カク}ト興ハたり外ハ出
け是ハ再ハ縛リ一牢ハ引ルぬ牢小返リ一是ハ
予着ク一服ハ綿ハ入たる寝衣ハ張入也ハ

レフニコフ及び水夫等小も皆縛りしと云く其後
我等と實の罪人の如くありしと云く然も亦も歐羅
巴の罪人よりは大いなる寛きを蒙りしと云く
波國乃罪人より少しの寛小なりと云く
み程々其事実と左小記に考合する
穿衾掃子の前小記を流る如く穿の外圍ハ毎日掃除
をせし我等の城小出たる後ハ穿内ハ毎日掃除
しし寝衣等洗取しし風子も亦も朝晝晚
と二度宛時を定めし食物を送り蒸餅の代りし

米飯浅磁器小盥出きり予とレフニコフとは物
数日さし得しに疲まに飢けしハ此一椀を
せし次日よりハ飽くあまじき水夫等ハたら
しし其餘の樂しき事下畧
數日さし予一人城小出するにけし此席は
此の次官二人出し同答するに予ハ此席は
是の前小貞助ありし予ハ告げし其ハは係
等小對し悪意を言ふ多し汝等ハ害しむ
軍事浅 日本人ハ苦しむ事多し

日本人ハ其法ヲ信用スルニおカシテ其ハ其痛
ヒル事アリレ且今日ハモール 日本人ハ
通事ヲ欲スル由リナリト云フ予ハ其言ハ
ウモ官人ト見ルモ直ニ乞ヒケルモ其諸君ヨリ
問ノ出ル前ニ止マシテ予ハ所ヲ辭スレテ述レ
固ヨリ通事等亦ハ解レ易キヤリ小辯ニ心
云ホレハ彼等ニ我等ハ其言ハ亦ハ通事ト謂フ
事ナレハ汝ノ意ハ叶ヒテ者ハ通事ナリ
保 保
ハ通事ト稱スルものニ意アリモール
ハ通事ト止ルべきものナリト云フ 意ハ於テ予彼ハ問

事ハ其言ハ其言ニ 日本人ハ其言ハ其言ニ
其二人ハ予ト一レフニコフ乃ニ予一人モモール
ハ如クアツラレハ 日本人ハ其言ハ其言ニ
モリヤト云モ其ハ彼等ニ其言ハ其言ニ
ト老輩官人ニ云ケルハ汝等ハ其言ハ其言ニ
是我ニ俄羅斯人ニおカシテ其言ハ其言ニ
其事ハ其言ハ其言ニ其言ハ其言ニ
日本ノ國法ニ其言ハ其言ニ其言ハ其言ニ
ト汝等其言ハ其言ニ其言ハ其言ニ

アムの別よよまは後長ふらつたは且遂は官の許
しつらうと本國小隊の事あると
又同事のクリル人の云よ先年レサノフ高船の海
賊小興カ―ホ―シトフに命―其船長領と
め被名ふと 日本伐艦と―此事實也
やと予らね我はとたまふらつたクリル人は誰人
あらむとらへはモ―の外は―と案―と
まはとと予は其事はつや否伐艦とされと
サノフ 日本を襲ふとあるとあり―事ハ

何のふざらり

夫より 日本人の前は幅原書札と
種々の問とありと問は我等は航海の事
俄羅斯國の風俗國政の事及び歐羅巴の諸
港并拂所察國の事等なり皆前條の事よ
り出たれと心は是の事と多かりけ
れと其問は直より問て止め
右の問も終らと彼老輩の官人云けは必と危
うに懼は事たありれ 日本人は直と

とては強て你等被害す事理ふ〜と云く予は
慰めく宰小嶋〜ぬ宰に帰す〜今日始終と
一レフニコフ小嶋〜終り〜後中川又右衛二人の通
詞成るまゝのまゝ一一通の書面と出〜是は之
度你の告状と書たるものあり猶お違ふ事や段
此〜と平小云け〜を你等出奔乃時小刀強盜
之者〜半〜と又依う聞〜俄羅斯船のありたる
正時よ 日本人のを得よ兵卒火物をも強海
寇よ送り得〜強固き〜と云つ〜のい其書面よ
除きて裁奪に且你の事行〜半の論〜半を
とは人よ強〜か〜に

是は強〜見よい出奔の事に及ま〜の告状
其書面よ取捨〜と記〜は是は此事小嶋〜
日本人の罪を被る者免〜と云は強〜為
〜と云く〜斯〜卓量の計らひは〜我國
〜と云く〜常に政令よ措法あるの理〜はや
是は此事小嶋〜之者の罪を定め〜かく計る
〜事疑ひ〜予も嘗〜番守の官吏希小

給仕の者及貞助等々予々も小罪と蒙るるに
のありしむやうに願ひに之を又を辭う向ふ大
いふに誠安むきり彼又予に諭してモ一に衆
とも予小引受て辨して其之報を初モ一
に之出奔まむと云へも只我等に偽り云ふの
小して實小ありと且彼のしイモフ。ワシリ
に出奔の事と命を事なれ事なりと云
へしとあり予等も其意は後事能はると
云けし又を辭大に憤り高聲少く深く其命

小後ふつと云へし予等もモ一に初出奔
まむとお母の事は實事にして澄櫻の
半なりしの中頃臆病を起し公と愛さ
ちのまむいかりと云へ後にはモ一に事
小なりし我等より求て障り公も一に理を
よしりぬきと母此書誠見者予彼小然と會
ふに新婦をやう小むと云へたは其由と記して
是とあり

前山も記さる如くモ一には 日本入小對一已ハ

俄羅斯國人ノ非ナリ本國ニ獨逸都國ナリ事
ヲ明キ一其實意ハ人々我等ヲ拘ルル以テ
リ 日本人ノ寛濶ヲ被リ已ト和蘭船少ク
獨逸都ニ送り返シ是夫より俄羅斯ノ降ル
日本人ヲ捕られたる始末より其後ハ己ノ
答への中より其後ハ我等我ノ末代まで恥辱
ヲ沈メ心ヲ沈メたり予其心腹ヲ察シ一其其
事ト云より外ハ一彼其謀ヲ遂スレバ其後ハ
勢ハ一箇乃貴官の如クハ我等ノ害我ヲ沈

者ト云ハテ其後ハ彼小遇ス事寧子溫和ト云
レリト云

亦後三日又古帝及通洞ありて後予ハ
一其後ハ辨解ヲ改メ心平誠勸め是は前ノ述
一由るれば此事小おはは交ハテ取リ
キ後ハ其諸君ト云登子等其事あり
云放一けりて其後ハ如何ト云
其後ハ猶モ一ハ偽計ヤリテ免され歐羅巴
ノ降リ我等ト云末代まで恥辱ヲ沈メ朽果

正とすものなりい予の公中鬱悶一々ありて
と魚をとりき予此より病はかりし一已七日
と十日すものなり母醫者と送りし已水夫等の
病を志ゆ一醫者と清けしを來りしあり一
よ一人の醫者ありし予の病體を治し醫者
予を診し一み藥を授けし予より毎日ありし然
しともしも藥は予の病は癒さず却て口し
と覺えし甚だ衰一けし予一度刺す事
し一醫者ありし予を診し一刺す事
ハ肯きしりき

刺すに事ハ奉りの許ありしなりぬ事
ありしなり

爰小舟の荒尾但馬守の稱し事ハ予の病を
鬱悶は歎し事ありしと察し中川
又予を診し予の病を心勞
憂苦より歎きたる事ありしは必し一も氣を痛
め公を勞す事なりし日奉人の毛頭徐等
浅衰弱き一むの意あり新舟の舟小舟は

直子你等と別の好き任所に移し西奉行の力
と以て你等を奉國小帰らむとて此言と徳次
市通辨きしは彼も此詞と述く感涙を流し
ぬす此奉行の言誠言に信したるに非ざるは其
實意小感し中を安むぬ
其後我飲食格別好く改まらむ時蕎麥餅或
は赤小豆粥或ハ鶏の羹汁と與へ又飲料ハ白湯
乃代り小茶と喫きし是等の奉ハ貞助の紹介
によりて奉行乃命きし事ありき

我等牢中少く見聞きし事あり曾て我等と
同く入牢きし日本人の罪人あり彼を
遠うらす許さむとて牢と出さむかたきあ
く久しく牢に居けり一日刑場においで彼を
泣ける聲を聞けり

此罪人の浴臺少く已ら麻服と地乃美服
と見誤りしりし者替へ者あり
と彼我責むる其両身我背小廻り縛り
は繩をよぶとあけし痛を其上より鞭

多背と打事二十五又二十四とく又打事二
十五波ううたう處を見たりれ其たもふ
こ急はよくすえぬ打事く後背の血の流
るは張成あつて又牢に入けり其獄卒波
う背小唾と吐く其痲は塗く其痲瘡と
なり吏より控えく牢舎く亦後波の
兩臂に刺字レスミミ日本少く屢々
あはすはと北の方の一島に流さく
大なる物あり

此日又太師通河熊次帝と共に来り奉り
命に我等張訪らひ且言けり今日
日本の罪人を責む如く你等も責むと思ふ
一は日本法の異國の人を肉刑
を施すはなれは我等の公を安むさ
むの言なきとおもひしは實は憐れ
なく日本國法にて絶て異國人
も肉刑の施さる事なると但し日本人
をキリス教法に導くは厳しき罪

科子録ふと行り

第六月中旬 我九月中旬 再い奉召の廳より呼出さる

諸官人列座して被告状乃書札と讀み申さ

て問事には依等致事小然りて 日本人

の答とある事其省より餘の事其依等

の意は違つても其意なきやと我等を聞か

相違ありて其意なきやと我等を聞か

すともそのモ一に其已の罪ありしやし小書載す水

夫等よ出奔の事誠勸告して其事ありしは

ありしといふ我等よおしく不同意たりしなり

是を讀み終りてシカエフ。モ一に小向て「ウト

ル」ツトロイ子 則モ一に 天をばい依の實誠吐

く「了」す時俄羅斯は歸りの望ありしやと

云「し」る予へレフニコフは其よ「是」誠制「し」る

云は「し」る「し」る然然もモ一には此一言は

胸に徹し「し」る極子なり其此シカエフの由言よ

其「し」るの「し」る極下は洋「し」るなり 日本人は我等

の告状の「し」る事濟たりとて返す「し」る

小笠原伊勢守到着後の事并繩と云々
あり事

第六月廿九日 我六月廿九日 今梅小此時日前除の日也
あり後の日敷もたひたり 小笠原

伊勢守到着し 第七月六日 我六月六日 政廳小寄合い

諸官人列席し我等及モ一ニ。アレキセイコ

ト小呼出努子予を席小入らむ時モ一ニ

予に向き我等は危うくおひき事ありし

事好まむしきなりと云々席小入る小半時

ありと云々西事出る席小執事新奉行小従

更ふ又有人乃官人出る此新奉行を元の奉行

より歳高く思ふ事

新奉行廳より出る右の方より座し先奉行を右

の方より座し左の方より列席し 諸官人の座も

奉行小向く礼とあり我等も歐羅巴法あり

礼儀為此時先奉行云けり云々新奉行も来り

し奉行は小笠原伊勢守より予の職を代りし

人なりと云々又我等の名位を新奉行に授け

り我等は彼より向く禮を履し是れ彼に安ん

會々頭と徳と答礼する先奉行一人の官人
よ命して大いなる巻書を書面に出さるる我等
に向てモ一々書札を以ての少く彼の考へモ一々
と同一きや否を演べしと云々兩奉行の序
と退く諸官人残りて我等の考へを以て
兩奉行の序と立時モ一々甚厚く札儀を以て
後彼自ら其考書と續聞さるる其月よと我
等の出奔の企及し我等小記一彼ら初我等の
事不出奔さんと計りしに今も偏少しと云々

あつたといひ我等の辨き一事の打消しぬ
之れを免れ得らば事我願ひ求むの趣意な
り
此考書と續聞の因は黙してすべしと云々
我等の事乃遠く我論証さるる事 日本人
色と書ては我等はモ一々小對一争ふは理不
しと云へ予對して公等モ一々の巧言我等
は我等の争ふまゝと云ふモ一々の偏我對
証據小立しきものあり又ハレフニコフ

は彼二三事我等と争論さるる事
海路のけしきも然る事此モ一考書
小我等の名我加へ証と努むる命さるる事
小おしこい肯ふまゝに我等と争
斯る事小我等は再い出来りけし一官人彼
此の考書と我等小漢時と由我述るる我等
の論と一事をい行と云たう也初に新事は懐
中より歐羅巴指しふ事一幅乃書指我出
し是と一官人の漢と事と一官人を通例と傳
へ通例より我等小漢と指し看流る俄羅斯の
書に松前の奉り小贈りたる事又外小一
幅拂席察文と海と事と一官人の漢と其書
たのこゝ

俄羅斯と 日本とは鄰國たる我等
小交我法と親睦と事と欲す強
日本處屬乃人民の利益と事と
教書と事と俄羅斯より使節と長寄り
送りたる事と 日本官家此事と

肯ハスルニヨリテ俄羅斯政家已事ト得
ク我度領ノクリル諸島及サハリンニ小
日本所屬ノ諸島ノ民ヲ實小我方トシテ
官家ニシテ其年我彼ノ度屬ノサハリンノ土人
若長ク俄羅斯ト交リテ肯ハスラハ
日本所屬北方ノ諸島ト失フニ
又誰ノ命ニシテ

此書檢小月日ト姓名モ又誰ノ命ニシテ
日本人所屬北方ノ諸島ト失フニ
是ト同意トシテ我政家ノ知ル事ト
シトフノ書ヲ作リ俄羅斯政家ヨリ出
極小ナルものあり其姓名ヲ記スルハ
家ヨリ出ルもの證據あり且ルツツ
聞知スルニ

上人の事ハ人皆知是リ此の如く廻踏き事
は我官家小あまの理たりと新を以て云ふ
其書其書の作者と記す所を要する唯其書
面の趣意浅きと我政家小あまの如きなり
と是小あまの事首は是と辨き事モ一
て是と記したり又ホーレトフ乃移牒二帖と
出し示さるる事は彼かノタイレ成サハリ
の土人小あまの時の文に前小あまの事
異れる事おふ事ハ前ハ譯不為及らる

移牒ノタイレの
こと第三卷に出

後ハ新を以て我等に告げは遠くは我等と
好き處小移し事事自在小あます事と云て
兩奉新ハ席と云り我等も宰ハ歸たり



此日宰ハ歸りけり給仕の者殊更ハ親しく
勤めし事貞助云々は我等出奔の後モ
レコレキセイ浅以前你等の居る處に
レコレキセイは別ハ一室と造り居らる事



り是れ其室の成就まづいまうしとあり
 又貞助の治に新奉行の王都を設けし時
 國王より命ありて意を用ひて我等は厚く保
 護すべしとありしにまづ彼ら松前よりありて更
 によりて遇すべしとありし
 之も通詞貞助の厚意量の大いなる代頭と事
 以て之をナシりしなり 日本人の陣營小報
 時を 日本人我等の出逢はるる時は残
 置しとおもひ豫め書札を作し懐き置し其大

意は 日本は無法にして我等の敵對を以
 して之を統と放き事代滂ら其他 日本人
 の不法を恣事として記し且俄羅斯の官人の
 帝家の命ある非は外國に對し見たる小
 我軍する法なき事と明し是れより我等は
 日本人乃如き乱妨も亦敵勢を又然るも其意は
 日本人を憐れしむるを我政家の務にして之を
 是れをもちと云つるを記し之を憐れしむる意
 類と書たるの如し 日本人は拍子に事

ハあつて是れも其初の文付 日本人の高慢ある
氣質少くは定く憤里我合む事なるとし此書
の事はニールもよる知るるまは彼已小
日本人が告ぐ小すちとを書札各地の雜物と
共々 日本人の方子収めあまけまてし貞助子
命しはれを譯さしめしあり然る小貞助此文を
通覽し 日本人の意は能く我等の害
小なりと云ふなり小澤し我等の害はなるとし其條を
難しと事濟たり

弟七月九日 我六月十二日 又奉行の廳に呼出り新奉行
命しけしに你等の出奔さしを唯本國に帰ら
し欲まのむに 日本に害をあたふとを
し小澤君を今你等を改め好ま任所に移さる
再い出奔の事改めしは須能く場へ思ひし
日本政治家の命令を待し 我等務めし你等と
を事小帰國せしむ様計い得たりと又我
等の繩を解すしと命さし我等の後よ是
し官卒等しつ繩を緩めしと見えしなり

予も忽ら縄を解き去たり又先年より云ける以前
のいづくの事か對し懸り為るまじきなり汝等も身
とて事小保ら天より行ふべく幸福を待たしと云
奉りハ入るけり我等も城を出るべくもぬ
同書附録卷十四

文化九年六月但馬守松前守 歸府之節

持泰同八月六日奉書横文字相添於溜間所

用番伊豆守松平 殿 一但馬守也子止る

文化九年六月但馬守横文字及譯為上書

面

小倉系伊勢守

荒尾但馬守

魯西亞人モ一に存寄之儀中上横文字及譯
書

文化九年六月但馬守歸府之節持泰

存寄中上書

大日弁帝王之鎮臺松前并クナシ。工卜口丁

其外場所之所奉行所小倉系伊勢守様荒尾

但馬守様

魯西亞帝王之書

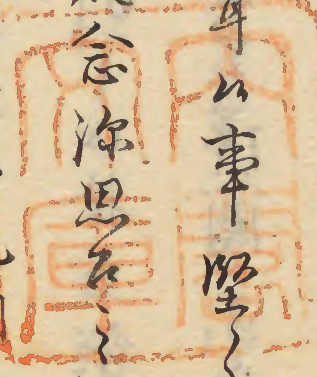
三ノ口謹白上公

所奉新所去年以來浩大之恩名之以此以是恩
之成下以之月私之日夜難忘生國一在誠國王面前
洋一以時前之可有之友之清厚恩之榮之
中達且之正役人方之武運以長之之程之精之
之能一神明之相祈心龜小徹一之長之忘却之
百之存落在以處此度不存寄私同伴之者惡之

美扶之以此原恩之茂如仕逝去之月私并重難小
掛之以此口中之再暗室之中之投入右之御之
相樂之以此儀毛悉破却仕以極相成以處於所之
所之猶以慈悲之思之以此波等公中之所之推察
之之直格別之以此外之之益之憐憫之以此教諭之
蒙之以此中蒙召歸國之之清以上之以此原恩之之報
之之由之以此却之公苦愛之存只日之士道宗旨之相
棄之才智之減却仕之極覺之計之之何處之私
後年之安一了中之唯之之新之以此原恩之之

之一年報驗まゝに私心中に有るは事なき殘廢中
上段を存す

私之國法英國人一對一國惡之事を勿論恥
辱之儀中事の事堅く不成且法當國の習
俗滅すは疑念沛思ふに私共子不限歐羅巴諸
洲之航海者一統相分不中 日本人の法活
仕の儀沈黙或は附洲多き海中と航渡りによ
難儀之旨國法有る右兩條之中に之を以て滅
すは口に從前と掛はに之を行事は是を不中上は



事の由

私共是を以當國一居越は事は之府工卜口フ一上
陸仕初より當國に所屬之島を以て俄承知仕且以
及人より目通後其節作も不中上は之府以及
人の安否を成はると存候と仕は教并は手紙を
以下並に舟食料を遣は差支波是不得止事は
教も随ひは欺之程は儀に公附不中は人間之者
惡念有るはもの行事も作と向一危に中其共
素より惡念なきはもの自身に公より引當地

人々非を不事と心得る途承知仕はるものにて是れ
二月に厄女より預りの事にて減り申はるる客棧箱
館の尋に命盗賊に存寄にるる在職の事又も合
我に心得るる在職の事にて減り申はるる客棧箱
サノフ一

此五レサノフ三甲を長等一在職にレサノフ
下之儀に是れ此度文字に相認るるに及譯法
處上レサノフ小の座に右に通告せられたる
船主作濟有るに后来魯西亞船
日本地了未

里の了る悉く焼弁に成り皆此儀を私にも初め承
りし儀に此座に月減り雷鳴に主打の地にて最り本
國に立降る事相叶不申はるる頼るる存に處又ホ
一レトフ訛妨に始末も夫に主作軍逐一歩尋に
座六とも素より他人に仕儀私に存に事一も
之且何と頼逐一下澤了はるる然此儀を捕計
之儀に右様も存不申はるるクルリツケ諸嶋
之来人令自身に利を貪り此座よりエトコフ一
罷越本國後人 役名イヌホウウニカ 姓名ロマキンニ

中者より蝦夷島之報見届事外一戸も上りなく
本國より船を仕出さず松前地方へ船四艘モハナイ
三艘

本文モハナイ事以外エトロフ。クナシリ。シ
クタクンの三島より松前をとり魯西亜より
唱の名より産出由蝦夷人々盤澤山有るに
此舟古く名残流しに由軍軍
是向合戦に及いたる存寄事と減り形事
の偽作の上を悉く意を叶ひし報を私入牢以後

取知仕の船中より右の色の書軍の報も只交易の
しるはれ誠はしるし取知仕の船前後左右より虚
偽を以私事も難儀之中に誘引且兼ら及取知
御當國への習俗の疑念多く私とも何と申傳へ
依り是を以偽多く不中上其事共育るに

本文クルリツケ諸島より事人と申者去る年
年エトロフへ渡来はウシヨワ人の儀より魯西
亞船數艘松前并にエトロフ邊へ是廻しに
俄うシヨワ人をも申立に趣相館牢中へ以

くシロキヤ初命モ一ノ相成由ニ其意其意
シロキヤ中ハ皆ニ其意形仍ニ事ニ自我
等モ人外ニ者ト立ハ儀モ偽ニ音中ニ立モ
た之モ我一人ハ得惡者ト採以級人ニ其意
外ニ者ト帰國ニ其意之ニ我一人モ帰國
其意之ニ其意其意其意其意其意其意其意
相成之ニ其意其意其意其意其意其意其意
相考ニ其意其意其意其意其意其意其意
一ニ其意其意其意其意其意其意其意

其事ト存ハ由中間ハ
此儀クナシリハ
中ニ其意其意其意其意其意其意其意
ト符合江ハ

先達向所奉新所ハ其意其意其意其意其意
之即其意其意其意其意其意其意其意
之其意其意其意其意其意其意其意
其意其意其意其意其意其意其意
降々其意其意其意其意其意其意其意

以府公假令此後奉國役人有右書面披見其相
違之儀有之乃發且也 所當國以習俗之儀
兼而承知仕居在公半之府公之私之惡公之
以之於採之程儀之相然之事憐察之致其半之
奉存以

所奉所所私之公中之推察之下並其半難有
存之月此度相徳之上明細之儀之私減之臨經之命
生涯之事之之懺悔は公得之只之清之奉所所の
之小限之口覽之不並是まゝく不分明少之之公半

之口疑解之採仕度奉存以
私同伴之者共此度遊去之事何之悪公方之
仕之事之口有之乃發畢竟恥辱之也之奉以恥
辱之仕且帰國之事の之相考の上より公身強記仕所
奉所不口惡悲之口教諭忘却仕之事之口度之由之
之口捕居歸之初之口役所へ之出之命此之の非理之
得仕遊去之事之口魯西亞法制之方之口掃之上之
清之奉所所之糧糶仕之者共之可之思之恥入之事之
以度之事之法制之之之口ルル又キハた之之

國之法制を滅し可矣事と云はるる歐羅巴諸洲之
法制少違を有るは其滅實を以基奉子は其年之
皆同事に其處に之を逃去るは不苦と中法制中
之有るは年之私是中より取不中事、其處の年竟るは
強礼法より右體之儀中之の年、其處の一より攝
索之下並に法度と存は

本文のルルスキと中ハ亞弗利加亞等之地
其方有る其人物多く暴戾を想は者、其處の
は歐羅巴より額名は右に通相唱りル

ルルハ惡法を稱し其處の由
盜賊追削之族を捕は者又之を公戦之帝擒と相
成るも敵將と對し義理之詞を告合不中ハ、
逃去はるは實に苦うる万為事、其處の總て度私
と儀と之相成は事も滅し不思儀も令進
退困窮仕は之付クナシリ一層越は當國に没人之
以儀より持泰仕技助之儀相類一節と存は
度唯鏡丸而已其答と下並に旨

此鏡丸而已其答と下並に旨

紙受取の上より 日本地方何方一居越
之に不苦且頼筋も多逢相叶中其事と
公得の舟若船之望期と上陸可致と甲必
丹檣船と陸地一乘寄の度嚴密漢炮打
掛の舟上陸不得仕の旨右之紙返答
之漢炮之丸と與の道理に相當の舟右極
五語の由中聞の
不得止事少く食物と陸より積取の紙
座の舟其船の洞板并日と贈物と出中

手後上陸仕右積取の物之價も若上我儘に積取の
口形も可中上之存の處に捕盜賊同様舟取扱
与捕吟味右海不中一舟奉新所与私共
公中所有忘之成下以慈悲之取扱と成程有法
舟存の法に吟味中と如何扱之事有之は
去の事不相成儀

此法に吟味中と如何扱之事有之は共遊去の
事不相成と中儀歐羅巴之法と中も
以之假令實罪に座の舟吟味中といふ

洵罪^{ハシ}可^ハ事^ハ以^テ座^ハ一^ト何^モ也

罪状極^ル不^レ中^ニ因^テ逃^ル去^ル何^レ事^ハ以^テ不^レ在^ル

振^成以^テ事^ハ以^テ座^ハ以^テ振^成以^テ由^テ中^ニ閉^ル

不及^ニ中^ニ右^ニ為^ル悲^シ而^シ已^ニ之^レ繫^ル以^テ事^ハ以^テ逃^ル去^ル以^テ中^ニ儀^有

之^レ罪^ハ後^ニ儀^ハ以^テ座^ハ以^テ假^令以^テ及^テ人^ハ方^テ私^ニ儀^ハ以^テ大^ニ賊^ニ以^テ

取^テ扱^テ以^テ或^ハ下^ニ以^テ仕^置以^テ作^テ舟^ハ以^テ以^テ完^ニ罪^ハ以^テ儀^ハ以^テ座^ハ以^テ

士^道以^テ於^テ以^テ恥^シ以^テ覺^悟以^テ居^テ一^ト可^ハ儀^ハ以^テ座^ハ以^テ古^ノ

未^レより^テ高^ニ位^ハ高^ニ官^ハ又^テ有^テ德^ハ以^テ人^ハ以^テ以^テ楸^ノ屋^ハ以^テ

繫^テ仕^置場^ハ以^テ相^ノ果^ハ以^テ事^ハ以^テ有^テ事^ハ以^テ座^ハ以^テ以^テ万^一

汚^レ仕^置以^テ相^ノ成^ハ以^テ以^テ右^ニ寃^ニ罪^ハ以^テ釋^テ以^テ儀^ハ以^テ私^ニ以^テ及^テ以^テ

以^テ處^ニ以^テ以^テ神^ノ明^ハ又^テ魯^ノ西^ニ亞^ノ國^ノ王^ハより^テ可^ハ以^テ相^ノ救^ル

以^テ事^ハ以^テ可^ハ有^テ以^テ當^ニ春^ニ以^テ相^ノ成^ハ以^テ以^テ一^ト向^ニ以^テ作^テ儀^ハ以^テ

以^テ事^ハ以^テ以^テ不^レ同^ニ意^ハ以^テ私^ニ以^テ以^テ口^ニ以^テ以^テ偽^ニ欺^ニ以^テ逃^ル

去^テ以^テ位^ハの^レ儀^ハ被^テ是^レ古^ノ郷^ノ以^テ慕^ル以^テ以^テ公^ノより^テ思^ハ以^テ以^テ蒙^ル

昧^ニ以^テ事^ハ以^テ以^テ座^ハ以^テ本^ノ國^ノ以^テ儀^ハ以^テ溺^レ没^ル以^テ以^テ者^ハ以^テ以^テ

取^テ附^ル可^ハ中^ニ以^テ存^ル以^テ以^テ假^令及^テ物^ハ以^テ以^テ出^ル以^テ以^テ其^レ指^テ

切^テ屠^ル以^テ事^ハ以^テ以^テ不^レ中^ニ以^テ附^ル以^テ以^テ儀^ハ以^テ有^テ以^テ以^テ私^ニ以^テ

伴^ル以^テ者^ハ以^テ實^ニ以^テ以^テ儀^ハ以^テ同^ニ儀^ハ以^テ儀^ハ以^テ座^ハ以^テ以^テ何^レ以^テ怒^ル

もし除彼等迷惑を心中に察し下度御奉行所
洪大に思召し其節猶ほ憐愍に仰せ承り
二月誠之難有に私公中都の剛毅に公底に相成
此上を私に恥辱を不及中士道にお背は事不明
細に相認の事奉行所顔前より先上り扱了仕事
存

千八百六年

本國文化
二年に相當

春之末の頃魯西亞國官船

ナゲシタ

船 是エシサノフ乗船長寄
名 一石越の船より由り居

并アメリカンスケコ

バニヤ高船子

名 船

世界一周の航海初歲初より候

子の座の處を恙帰に月本國より満足仕り候此航
海中 御當國一使節に候るに其終り遂に
右官船ナゲシタの甲必丹クルウセンズテハ外乗組
に士共右使節不成就に來由相認に候右エシサノフ
性急に上高擧げ者に使節に任じ不堪事と
數條有る且に 御當國の習俗何事にも疑念多
く歐羅巴に相違候に事にも可有る旁に同盟
に以て結約相成り候中此外右結約相成り候一
に由來の座の一月に右節を誰ぞ人の所不に右エ

レサノフ通辨之もの不石連の和蘭人通譯は
清當國の汲人希子魯西亞之使節も公使に云者
より毒悪之構減可仕と存不中右和蘭院人構減
仕の事有之に類私之と和シア十曆數千八百七年
本國文化四年之冬請厄利亞之湊ホルナムワ子存在の節
右之候不思察發覺仕此候と存不中一と云エレサ
ノフ之返答之類之に相考の和 清當國之儀を
強子隔遠之地より之習俗も相違仕の事之は是の
一も歐羅巴習俗等殆ど不相分の候 清當國

之の爲に相成の事ノ事存之を事あり中存在の和儀
右ナゲシタ和之士ハロナ・ヒリザ

此ハロナと云の事 本邦大名沙旗奉ふと
相唱の各目之類に相傳の此外ギニヤセ。ガラ
フあり相唱の各皆同格之名あり此末處と小
方之儀を位階之儀とギニヤセよりガウフと云
之ハロナと仕の由中箇の士ハロナと云之と云
之重言の格之儀之と云奉文之語あり之と云
右之通及譯仕の

ヲジン名姓其外柔祖ノ者共ナリ形ノ於長寄

立作ノ濱ノ越再ニ日本地ニ來リル事ハ海ノ洋ニ行ク

又ニ御當國ニ和魯西亞地方ニ漂着シル事ハ年

有リトシテ本國ニ渡リ人トモナリ和蘭院ニ相頼シ和蘭院

より長寄ニ渡送シ為シ後ニ振可仕旨立作ノ濱ニ由ル何レ次

之儀ニ向テ捨没人ト商人トシ外諸國ニ交易シ仕可方可

然存ル事ハ此ノ處ニ

本文ハアメリカニスコンパニヤト申ル儀ニ亞墨利加

地方ニ産物ト取扱ル商人催合持合所之名ト

此處ニ

右本文ニ日本ニ存寄シ不相分ル事ハ儀

カムシヤツカト申ル日本地ニ者至ル

遠ク此處ニ自國ニ和魯西亞相達ル事ハ儀

許シケル地方ニ漂着シル者モ本國ニ相頼シ

和蘭院ニ相頼シ同國ニ來リバタビヤト申ル

相送ル其上ノ事ハ日本地ニ相送ル事ハ

海陸幾千里ト遠キ寒暖温熱不同ル地

方ト引廻ル折角保護仕ル事ハ多ク也

途中々々病死あり可仕る然地球遠近之儀
者此方より案内之儀に所産の上より右之報
志見しるるいへるも之を又し歐羅巴洲中
時之變革之儀を和蘭院より中上之事と
存年毎に歎味方と相替ひ儀に所産の上
同歐羅巴洲より自由よりお成不中儀是
亦此方案内より有る存年より所産の上
一も古儀之儀作付るを此方之漂流人を送
りて又不和送りて不苦之儀作付る思ふに

極に相聞之儀に國より之を以て人民の接育
之儀徳既に此方島より之をお及ぶ事
小の産より右極に思ふ可有る偶も之を當
りアレキサントニア一向此方之思ふに之を分
不中由より之を交易相預るに之は後以
取上より有る所産畢竟歐羅巴隔遠之
地境に所産より國情も相通し一も所産隣
境に所國に所産より之を倚頼し仕所之
之と中より由於本國承知仕る報に中同に

私に母儀に 御當國一居我に儀蒙り免許の
儀を無事存し之を福厄利亞之者に同様に免
せしむるに於て同國甲必丹フ口トシと申す者先年
松前一居我に儀蒙り許す當に成下り給ふと同
人より承知仕に且右之始末同人残す所なく書
記一同板仕に書物をし見請存仕に度私と工
ト口フ一居我に儀蒙り許す取扱方令右書物に
記の處と符合仕に之付クナシリ一居我に儀蒙
り合はる已しに存し蒙り許す人々儀を格別相違
し

取扱に出合不得已一旦我儀食物より積取
事に以て存し一居之を後繪圖面以同答等存し
より直に安公仕一向圖中に被追込の事と申す
不中分終り之を捕殺取扱に違ふ事と雖計
忌憚仕に一と然るに私儀猶同伴之者と責に思ひ
不中存に相考に存是まゝ私儀何事にも申す
意に逆ひに付同人儀私一人を外者のとて取扱に
留此度私より右邊迄の事同公事不承且同人
儀不安心と上流附之事を懷意仕何事にも右儀

聞ハ重田人の中澤ヨリ書送ラレテ其旨事一了成
ト中澤ハ自則是々々ハ恩ヲ謝一奉クテ并ヨ
ロキヤモ罪ノモノハ存ハ百行率ラシヨリヨリ
以歸一ハ相成ハ振テ頼ハ頼共ヨ私相認スルモ
之後又ハ私色ノ教諭ハ右書面ヲ燒弃リヨ甲必丹
一ハ軍ヲモ唯今ヨロキヤ梯子ノ見受ハ率一ハ
間不存之類ヲロキヤ一ハ閉セ權ハお終ハ是マテ
兩人カヲ合セ甲必丹共ハ惡念ヲ相留了ハ波等
存寄之ヲ難計ハ自盡ハ私ハ自盡スルヲロキ

セ公附有人番人同様ト仕相談仕ヨ其後私
甲必丹一ハ中澤ヲモ逃去ハ率一ヲ難計ハ告中澤ハ度
之後甲必丹毎度私ヲ殺一方不直ナルトナリ
立腹仕ハ一ハ私同伴ノ者惡事ヲ嗜ハ率ト
日奉人子告ハ率ハ難相成外ハ引留ハ方々ハ自
右ノ通忘中ハ之後ワシリエフ一私ヨリ右逃去ハ
事ハ出ハ存寄之始末相吐同人ヨリシレモノフ
了同道ハ一ハ中澤ハ中澤並ハ不其後シレイテ私
一ハ間々モ穿屋ニ下ト掘リ逃去可ハ存寄小

以座のよ〜中坐のよ此儀を私ヨ口キセ公附在在
以〜決而右様〜儀を相成不中と波安公存在以
物を交皆〜私儀と二公を抱き以りの或ハ臆病者
な〜名身中〜一滅ノ外ノ波〜方〜以〜右様
取計の名中〜互に右臆病と中〜儀を私考考と考
波等存ら交と相違は右遊云〜毎以存歸り以
波行〜座出の面目も〜恥辱と〜為相果と
幸いと仕ら色も此座の同相果の儀〜座〜之罪
少〜穿中〜相果恥辱と相成中皆為儀令遊延

相果の共恥辱の儀忌為事存は是又穿屋より遊
去のよの法剛者〜中〜有〜官為事存ハ
私色と之座座ヲ口キセ毎度波等ヨ中坐先事
差上の願書中上書等以奉新所悉正請取不並
其内神明の誓いの事も有〜以峰令遊去可中
た〜中〜存寄〜行故左様〜事お徳義
清當國の口波人見成進与以恵と〜事〜行故
遊云〜波との儀中論〜も波等一向承知不仕唯
當年魯西亜船私〜も遊〜〜儀儀〜私

等私志意相誘一日之食物之中より其之宛貯
置いふく白洲と波等尸上通之儀了方々之儀
一向公附不中

四月中旬 本邦三月 甲必丹相考以處當年魯西亞船

居越以事有之

不之成以付忽合戦ニ成以事を必定之事々々

其節々又々入牢之作付之時何之樂之月日を送

了可尸以一向逃去の方可然存以方私一尸以之

私答以々々後來合戦有之儀存不尸之儀後

又々入牢之作付以々々尸儀有之方發存以且從令

逃去以々々島國之事其上 日本人意味々々

之々早達之捕了尸其時何之眼目を以白洲に對

了尸且預書尸上書等悉く滅字以相誘以之也な

ら須神明ま々々誓以以事如何法々々

尸渝以言甲必丹答以々々此節於時節子々逃去

以事以相成不尸且存寄以以々々之々之儀夏子

以成以々々行是長等一儀越以儀を承り以々々

如何儀之儀作渡以産以其儀存不尸儀答尸以

此度此書面認若上の月何先達与中上書との
引合との覺之下の私を預上の私相考の事少く者
相違と候も了有るは御事行所能く此考合
之下並つて悉同意の事唯恥辱と成候事と
此疑を引起し中上候之候と省界法との地悪の
有るは候も之の度の人數を増は候も中上は通つて
此度の上を決り惡人と申候も有る買取の由り事入案
之候道に形は所クルリツケ人偽り候中上且は亦
トシトフ乱妨に始未且 御當國一際より魯西

亞との疑之從は越は月注右測量等之候中上事掛
念仕は付是ますと不中上事との度は程又長等に
と上レサノフ一之作渡之趣程と承知仕はつて決り
クナシリ一尾越は扶助之候に預上事との此度の
今様には事
脱文あり相成可中上其候に程と難中上候中上候
私又と相答はとも此節とも及中上候は私事ハ
遊去存寄は之唯と神明に何と申事了存候由
中上書甲必丹并外之者と承知仕候は此度の
之後又と合戦之法と仕候私中上は錢等摘

老衰よりいふことなき遅速は不知 日奉人

自然發明下りて和睦に及ぶ節を我等再ん生國

と見ゆ事と有るべし中聞の處皆に毛安ふべし

とす一に座の月私儀も一倍安堵の思ひを仕且

相考の所文と申さるべし、除経書も有る其上

右中守の事たるも取捨仕に趣は座の事は後時

中論より彼等悪念を離す要易可仕と存ふべし

後日経の公掛に儀も打忘る法を以て同月廿二日

此方廿三日 相嘗 地行仕り居るに夜止の時迄は打卧私等外

に月減の懸眠仕聖朝私并ヲ口キセ福松の記

魯西五人遊の由同人中聞の月□計の實より

帝の痴人のこと相成因律の若く私并ヲ口キセ

欺誑直より何と申上り可宣ふ又右恥辱の儀も

何中律下仕が畢竟先達より波等存寄の儀

申上りて思ひ不申に故右極の儀は月私不調法

の儀忍入の儀に座の右の月を何掃の罪科は作月

の事申す譯仕の存寄と云ふ又此眼にも不存候

右私中の通波等遊去の事を相成不申神明の扶助

と以留之事、勿在歸、其事私愁苦、一念を懐き
中、以て猶煩悶、疑去儀、有る、ホ、レ、下、ノ、礼、務、
儀、此外和業、陀人、之、^{本マ、}根、と、
之、魯、西、亞、子、以、然、念、有、る、以、儀、法、之、事、之、上、此、度、同
伴、之、者、亦、逝、去、以、儀、猶、右、和、業、陀、人、之、
用、之、
西、亞、之、義、理、之、法、之、
儀、之、愁、存、之、事、
本文、然、歟、
儀、此、方、禽、獸、
之、法、同、
之、

与波國之常言、有る、以、
稱、与、外、猶、大、
中、
以、奉行、所、
報、以、慈、悲、
之、甚、者、
儀、晝、夜、
之、難、儀、
儀、之、
儀、之、

以奉行所、
報以慈悲、
之甚者、
儀晝夜、
之難儀、
儀之、
儀之、

其上以未備以爲之誠之在成也思之愈久而其味益
 只之昔時年若之節而已慕愛之與病之相氣之計
 小之若公私同操雅儀之違之者而已右之公中
 存知居立可甲以私儀之壯年之有之計之彼等
 同操致方不仕之之若右有同伴之若之以魯西
 亞本國之若誠以推察之誠之爲之何事之相違仕
 之事之以在之魯西亞國之儀之宏大之地方之若
 之有一國一法之爲惡人之有之之之遲速之不知法
 之以以眾之行之事之之在之魯西亞之爲之之態也
 之之其秋之也之之人向之相違之之之在之
 私之御事之不可宏大之思之并之役人之方以輔佐之
 思之也粗相之得之也相類之儀之 御當國是
 之思之違之之心中總之也陰之也或私之也同一人
 間之思之之也 日本魯西亞之也隔之也
 之也私仕度之存之也月不顧之誠實之殘書上
 仕之也私儀之先違之也事不審之誠之解事也
 度之存之也之也月不顧之誠實之殘書上
 相類之也事之也之也

此は作渡子達有る度は頼の儀を办度相
成り心相違なき儀に成る
成り度私同伴と若逝去り自帰國に免るる儀に
作渡有るも同伴の儀に成る自此度私儀悉く
明に奉承所一戸上の儀に成る先達と頼書等相
語り辭を帰國に作渡と蒙り此事に已頼に仕る
こと遊去り自右頼なき此度華成頼の儀に成
實一序に兩國の福と相成る事と已頼身仕仕に
事と満人の恥辱と相成る事と此書面書悉く

了私儀と士道にお棄るる事と成るに成る
吐書しと死と甘しとあり外なきに
私儀此度以上の儀に罪犯の子其父と對し生
涯に惡事と懺悔仕るに地と作是とに清意
悲小を報に強固と歐羅巴と誣言為るに成り上
存の事と成るに右頼思ふに下成る存に

今按ふ小す此言上書成るに歐羅巴諸洲
の事と云たるに政理の事とあり

小舉事あり

シカツトカより帰りたる高田屋嘉三衛門
シヤ捕^ミ人^トあり 本船一基より所波方ヲホーワカ役
人より乃書状見出^ル其意を捕^ミられ^ル所
者^トモ中清彦兼 日本と彼國と境目
と^レ支那と魯西亜との間^ニ有^ルもの
應接所と備へ置^キる國人を^シて利益
を得^ルこと^ニ半^ク成^ル企^テ度^トなり交易^ニは
あり^テ其意^ヲ會^スる

十九日此方より近船とせり 船長リコ

儿ト一上陸了後^ニき^テ 此方沖の口番所
吟味役^ト始^メ平服^ト役^トを^シ羽織野袴^ト同^シ組
頭^ト陣羽織^ト股引^ト半^ク天^也南部家^ト物頭
始^メと^シ陣羽織^ト馬^ト旗^ト指^テ物^トと^シ翻^シて^シ聖^國
兵^ト之^レ徑^ニ船^ト長^リコ^ルト^レ初^メ十二人上陸^スる^所案
月^ト以^テ上官^トより番所^ト上^リ通^リ安否^ト禮^儀
あり村上貞助^ト 洞^ノ役^ト也 應^テ接^ス 後^ニ儿^トコ^ノワ^カ
跡^ヲ行^キより松前鎮臺^ノの書^簡進^物と^シ見^出
杖^ノ計^一ツ
ヲ^ラタ^ナル 是^ト清^元進^可及^ス返^答旨^ト申^上ル

葉とあつて贈く〜本船に帰る右の書翰長
文を和解し〜十
四五葉あり此同のあり〜事〜
此書翰ハヲロシヤ 日本、ドイツ、満
洲。文字と四通ありむトイツ文を底と
是は先年レサノツト長等小あり〜事
紅毛甲必丹ハントレキ
トローアリよも本國一書
状カヒタシの配とハヲロシヤ交易所免
〜と甲必丹記〜あり其書状を積〜
船イキリス小取らも右書状ロントト小あり

〜とリコレト五六年前ロントトよ〜見
け子達〜トリス〜其親と〜
よ〜と〜トイツ文と出さはまた長等〜
き〜紅毛人小〜紅毛人行〜事〜
没き妨あり〜事〜と〜出〜
又々々郊年エトロフ礼坊の帝盗〜
昔い〜成た〜や一切〜代物行品〜
〜償い度〜

廿六日リコレト沖の口番所一〜云捕の

者八人と帰し進物名返し薪水食料大坂酒樽

白米二十俵 玄米三十俵 薪五束 但換角百五十本
鰯鮓五樽 棒鱈三十本 大根十五百本
シト下廿

九日出帆

松前吟味役より諭書

其國の船二十二年前松前一来りし時と
年前長寄小到りし時と
委くしひ字を其國少くは能くも
見たり是言浪文字の通し難き故
魚し今度其國の人とも留置たは其國

法の譯書通し易し帰帆の上奉行所
より曉諭書と其國のカムシカワトカ。ヲ
ホーワカヤ始所の役人に見せしむ
我國法を吾国に得違ちの事なり小
法と
我國の大禁はキリシタン
の教法ありゆゑに長寄の外小くハ歐羅
巴の船と見し陸小上せしむし打拂
ふ敢く其國小限ふし此處ハ問答す
る事ありしよりナシりにしむ打拂

又今約して来る海路をうる事とて心
甘後約束せらるゝ船を寄たらむ行方
小くも用捨るゝお拂ふてよと此言致
兼て心得あやまらるゝも恨じつゝ
次

すゝ歐羅巴より来るゝ若我國人よ
リシタニ乃余をよとて其人と歸さ
しゝ重に罪小好ふと 我國法をり
今捕一並たる其國の若もゝ所為不

まを以此度歸と半成許に此事と能辨
ふゝゝ 八年前と二年前と其國の船蝦夷地よ來
るやゝ前年小必との屬島ラシヨワ人と
しゝ窺ふに我屬島を伺ゝしゝ意あり
しは此方にもさゝ小是をゝさゝし
とも其本國の人よほのさゝを智のうし
ヨワ人うゞゝと来る成構みゝ兩度とも
を事小好ゝやまた程もま少くつゝ

まゝ若らむ重祿を以て許し獲て捕つて
國法より治すべし能くは命を惜み置か
我國の外國の交易を頼まざりて國用
を辨し來りて長等の交易は昔より
ある國との往來を許して利潤を必
ずと欲するにあらず然るも先年より其
國の好む所を以て頻りに我國を謀る
大なる謀あり是を以て後交易を乞ふの念
を絶つべし

文化十年八月日

高橋三平判
柑本玄五郎判

松前奉行の諭書

我國昔より其國と仇をなす然るも
其國の紅蝦夷の邊を以て虜を以て
我國の守備を設けしに及ばざり
其國の者をも我捕つて拷問すも及ば
ず先年虜を致して其國の人死に
す所なく海賊乃所為なりといふ然るも

未信用す。ふゝゝと此度此地の役人より書
送あり其證を顯く陳謝する處我
と欺りあり事我知れり此故に我を又疑
念と嗜く多し其國の者をもと帰し互
小憾と遺さば抑外國小新は通信通商
我儀は多事あり我國の禁小く許
さる事注年其國より長寄に來りし時爲
しく曉諭さく如く我國の浦く
言ふ不及蝦夷島に於くも吾邦の船に

ゆゑ時は既九と以打拂ふ事是 我國の
捉嚴重より違ふ事なり是は此度
の事と況して通路を求めむと推くある
と母益なくして過あるにむすむと縁
免諭し知しむ事あり

文化十年九月廿八日

松前奉行下

船長日記人卷

薩摩の二人と重吉青吉都合五人と一船一泊

移りけるは六月廿八日未の時計なり
文化十三年丙子
今按に文化十三年
丙子五月事なり

永留丸船頭市藏水主六人附添八隊田苗以節
松井邦内村井庄之節をより十月四日出船海上七
里之既一着淡路左方浦といふ所の家子宿り
夫よりの旅路をいふに 此の節は此後人附添たる
事をも後をいふに 夫旅をよりけりて 二十
日浅路く十二月四日午頃の宿に至り 着ぬ申屋六
左海といふ所の家子宿りて 此の節は 蝦夷會
所より夏夜の役人より請取て 夫より 靈巖島
なる 蝦夷會所の長屋に 住まひ 松前より 附

添松井村井も 此長屋小住らて 此の節は 夫より
度とあり 此の節は 夫より 尾州の節は
の、浅路の節は 此の節は 夫より 文化十四年
丑四月尾州家へ引て 此の節は

異國往來畧譜卷六

文政四年己年

十二月七日松前箱館蝦夷地一圓奮を松前志摩守

一返返す旨に

作

此時より 高橋越前守より

附

海防策第四

津藩 齊藤謙著

沿海之守固則虜不足復慮哉曰未也愚私恐
東南諸島孤懸於海中虜或占據之以為巢窟
兩部蝦夷隔絕於內地虜或蠶食之以築城郭
並不易制也然諸島之地甚曠其民是自守焉
未暇夸之尤可慮也蝦夷僻在北隅曠莫悠遠
延亘數千里隱為一大國而民戶之少不直內

地一郡松前氏以一小侯領之戍兵亦不能多
分守要津落々如晨星或可以啟虜心如有虜
以數百人來犯猶恐折而從之況多於此者乎
譬如宅大而人少狐狸暴其內盜賊窺於其外
固其所也若夫多人之家則不然門有平戶有
僕廳堂廊廡各有守者雖有躑跖之輩不敢窺
其垣墻也故欲使盜賊不窺垣墻莫若多養奴
隸欲使寇虜不窺邊疆莫若多置戍兵然夷地
之曠如彼多置戍兵非一小侯所辦縱使辦之

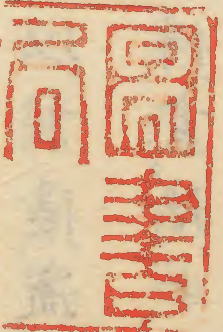
有糧餉不繼之勢是以事請援於奧羽諸侯計其往來之程近者數十日遠者百餘日比兵至虜已颺去從以疲奔命糜用度耳愚觀漢唐諸史其防邊者亦以此為患於是如趙克國之於羗韓重華之胡並開營田自給糧食與相持於歲月之久敵來則戰不來則耕終以有巧今我欲防虜於荒僻之境亦以屯田為良策行之於南北諸島未知便否而於蝦夷為便必矣請借前箸備論之夫蝦夷之為地弃則屬彼收則屬

我不屬彼不屬我猶之可也不屬我屬彼其禍有不可言者屯田所以收地屬我也其字脫歟是為便一也曠土必須多兵多兵必須多食多兵或可得而多食恐難繼今募民為卒兵可足也課民為農食可足也是其為便三也夷民業漁夷落沿海曠其平地而不居欲移居為農彼所不願欲開地為田唯我所欲非如內地永業之田不可奪於民者是其為便三也民事農夷事漁以有易無民夷俱便食貨俱足則人卒益聚則無地

不_レ有_レ田無_レ處不_レ有_レ兵東西二部荒服之土化為
儼然一大藩屏是其為便四也食多人聚則遺
利亦可盡興愚聞夷地山有良材墻有美金採
以供軍國之需外以可濟師內可以息民是其
為便五也但人多謂夷地磽确不可耕愚嘗徵
之諸書質之古老乃知其土非盡磽确亦自有
膏腴之壤夷人不肯開墾者以其捕漁之候方
耕耘之時相妨也且考之西洋諸國北緯五十
度以上之地猶有黍麥諸穀蝦夷四十餘度耳

何愚以為宜大募流亡浮浪充之流亡浮浪皆
係無藉之民諸國多有之若厚資給之使可為
家則相率歸之是可為民為卒也又罪係大辟
以下徒流以上者請之於大府及諸國亦可多
得盡輸之夷地黥其面為卒給以田地計其所
開墾者償其所犯之罪赦為平民又得其力矣
夫蝦夷之土在天下為弃地罪囚之人在天下
為弃民今化弃民為良民化弃地為沃地利莫
大焉何不諭松前氏行之是非為松前氏所以

為天下修潘籬也夫蝦夸為中國之潘籬松前
為北門鎖鑰潘籬不欽鎖鑰不搖而後室內之
人得高枕寢矣不然如宋人失幽燕明人失遼
東潘籬不完而企室受劫嗚呼是可弗監哉



蝦夷志料 卷第八終



[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

